

○富津市高宕山自然動物園在り方検討会議設置要綱

平成30年12月6日告示第158号

富津市高宕山自然動物園在り方検討会議設置要綱

(設置)

第1条 財政的かつ長期的な視点を踏まえ、今後の高宕山自然動物園の在り方を検討するため、富津市高宕山自然動物園在り方検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高宕山自然動物園の在り方に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する者を委員として組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 高宕山自然動物園指定管理者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が会議の運営上必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、会長は、市長が指名する者をもってこれに充てる。

- 2 副会長は、委員のうちから会長が指名する者をもってこれに充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、会議の出席を代理人に委任することができる。この場合において、第2項の規定の適用については、当該委員は出席したものとみなす。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報償)

第8条 市長は、委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において報償を支給することができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、建設経済部商工観光課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。